

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇ほか123名


被告 西東京市

準備書面(6)


平成18年4月17日


東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

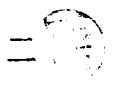
被告指定代理人

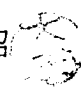
鈴木 秀 雄 

川 島 喜 弘 

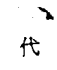
宮 崎 雅 子 


岩 見 靖 一 

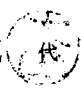
石 坂 浩 二 

大 田 隆 昭 

大 川 強 

管 野 照 光 

岡 村 保 彦 

早 川 礼 成 

被告は、本準備書面において、原告らの主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、従前の例による。

第1 原告ら準備書面(8)における主張等について

1 原告らの主張に対する反論

原告らは、被告が住基ネットについて住民に対する説明責任を果たす必要性があるにもかかわらず、この責任を果たしていないと主張する（原告ら準備書面(8) 1ないし19ページ）。

しかし、原告らの上記主張は、何ら法律上の根拠を示すことなく、被告が住基ネットについて住民に対して説明すべき義務を負う旨を強弁するにすぎず、このような主張が主張自体失当であることは明らかである。また、被告準備書面(4)（25ページ）において述べたとおり、被告は、住基ネットの第1次稼働時に市民への周知を行っている。

2 求釈明の申出に対する回答

原告らは、同準備書面(8)（19ページ）において被告に釈明を求める。

しかし、本件における原告らの主張がいずれも失当であり、本訴各請求が速やかに棄却されるべきことは、これまで述べてきたところから明らかであるから、上記求釈明の申出は、本件の訴訟関係を明瞭にするために必要なものではない。

第2 原告ら準備書面(6)における主張について

原告らは、西東京市長が通常尽くすべき注意義務を尽くさず、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があると主張する（原告ら準備書面(6) 9, 10ページ）。

しかし、原告らの上記主張は争う。西東京市長の行為が国家賠償法1条1項

の適用上何ら違法と評価されないものであることは、これまでに提出した被告の準備書面において詳述したとおりである。

第3 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当であり、本訴各請求は、理由がないことが明らかであるから、いずれも速やかに棄却されるべきである。